

印刷物仕様書

印刷物名	こどもの権利ノート（施設版）	数量	(枚 組) <input checked="" type="checkbox"/> 部 <input type="checkbox"/> 枚 <input type="checkbox"/> 組 <input type="checkbox"/> 冊 <input type="checkbox"/> セット
印刷区分	<input checked="" type="checkbox"/> オフセット <input type="checkbox"/> フォーム <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> 賞状 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他 ()		
用紙規格 ・ 印刷面 ・ 印刷色	<input checked="" type="checkbox"/> A5 <input type="checkbox"/> B 判 (<input checked="" type="checkbox"/> 仕上がり)	<input type="checkbox"/> ｲﾝﾁ× ｲﾝﾁ	<input type="checkbox"/> mm × mm
	【表紙】 135kg (紙の厚さ) <input checked="" type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> レザック <input type="checkbox"/> 色上質紙 (厚口・特厚口) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 片面刷 / <input checked="" type="checkbox"/> 両面刷 (4色)		
	【本文】 20頁 90kg (紙の厚さ) <input type="checkbox"/> 上質紙 <input checked="" type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> OCR用紙 <input type="checkbox"/> ノーカーボン紙 (青・黒) (N) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 減感 (枚目) <input type="checkbox"/> 裏カーボン (枚目) <input type="checkbox"/> 片面刷 (<input type="checkbox"/> モノクロ (頁) <input type="checkbox"/> 2色 (頁) <input type="checkbox"/> 3色 (頁) <input type="checkbox"/> 4色 (頁)) <input checked="" type="checkbox"/> 両面刷 (<input type="checkbox"/> モノクロ (頁) <input type="checkbox"/> 2色 (頁) <input type="checkbox"/> 3色 (頁) <input checked="" type="checkbox"/> 4色 (20頁))		
製本	【仕切紙】 枚 <input type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> 色上質紙 (薄口・中厚口) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 片面刷 / <input type="checkbox"/> 両面刷 (色)		
	<input type="checkbox"/> 無線 (あじろ) とじ <input checked="" type="checkbox"/> 針金とじ (<input checked="" type="checkbox"/> 中とじ <input type="checkbox"/> 平とじ) (カ所) <input type="checkbox"/> 上製本 <input type="checkbox"/> 見返し <input type="checkbox"/> 背文字 <input type="checkbox"/> バラ (枚帯掛) <input type="checkbox"/> 穴 (カ所) <input type="checkbox"/> ミシン (本) <input type="checkbox"/> セット仕上 (枚帯掛) <input type="checkbox"/> 天のり (組・枚 1冊) <input type="checkbox"/> 折り (<input type="checkbox"/> 二つ折 <input type="checkbox"/> 三つ折 <input type="checkbox"/> 巻三つ折 <input type="checkbox"/> 巻四つ折 <input type="checkbox"/> 経本折 <input type="checkbox"/> 観音折) <input type="checkbox"/> その他 ()		
グリーン購入	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 対象外		
	【判断基準】 (1)総合評価値 80以上の印刷用紙を使用すること。(冊子形状のものについては表紙を除く。) (2)印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限りAランクの資材を使用すること。 (3)報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。 (4)オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上植物由来の油を含有し、かつ芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。		
写真	<input type="checkbox"/> カラー 点 <input type="checkbox"/> モノクロ 点 【内訳】 <input type="checkbox"/> 支給 [著作権： <input type="checkbox"/> 無 (点) <input type="checkbox"/> 有 (点)] <input type="checkbox"/> 撮影又はレンタル 点		
イラスト	<input type="checkbox"/> カラー 点 <input type="checkbox"/> モノクロ 点 【内訳】 <input type="checkbox"/> 支給 [著作権： <input type="checkbox"/> 無 (点) <input type="checkbox"/> 有 (点)] <input type="checkbox"/> 書起し又はレンタル 点		
支給原稿	【表紙】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト： Word) 【本文】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト： Word) 【イラスト】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト：) 【写真】 <input type="checkbox"/> ネガ <input type="checkbox"/> プリント <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト：)		
原稿引渡	<input checked="" type="checkbox"/> 受注業者決定時 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 (予定)		
校正責任者	所属名 こども未来局児童家庭課 担当者 三瓶 内線 (2676) 外線 (024-521-8665)	校正回数	2回
納入期限	令和7年3月31日 (月)	データ納品	<input checked="" type="checkbox"/> 要 (形式：PDF) <input type="checkbox"/> 不要
納入場所	福島県こども未来局児童家庭課	【その他納品先】	<input type="checkbox"/> 有 (カ所) <input checked="" type="checkbox"/> 無
特記事項			

- (注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。
2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。
3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物 (上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照) については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

印刷物仕様書

印刷物名	こどもの権利ノート（里親版）	数量	(枚 組) <input checked="" type="checkbox"/> 部 <input type="checkbox"/> 枚 <input type="checkbox"/> 組 <input type="checkbox"/> 冊 400 <input type="checkbox"/> セット
印刷区分	<input checked="" type="checkbox"/> オフセット <input type="checkbox"/> フォーム <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> 賞状 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他 ()		
用紙規格 ・ 印刷面 ・ 印刷色	<input checked="" type="checkbox"/> A5 <input type="checkbox"/> B 判 (<input checked="" type="checkbox"/> 仕上がり)	<input type="checkbox"/> ｲﾝﾁ× ｲﾝﾁ	<input type="checkbox"/> mm × mm
	【表紙】 135kg (紙の厚さ) <input checked="" type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> レザック <input type="checkbox"/> 色上質紙 (厚口・特厚口) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 片面刷 / <input checked="" type="checkbox"/> 両面刷 (4色)		
	【本文】 20頁 90kg (紙の厚さ) <input type="checkbox"/> 上質紙 <input checked="" type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> OCR用紙 <input type="checkbox"/> ノーカーボン紙 (青・黒) (N) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 減感 (枚目) <input type="checkbox"/> 裏カーボン (枚目) <input type="checkbox"/> 片面刷 (<input type="checkbox"/> モノクロ (頁) <input type="checkbox"/> 2色 (頁) <input type="checkbox"/> 3色 (頁) <input type="checkbox"/> 4色 (頁)) <input checked="" type="checkbox"/> 両面刷 (<input type="checkbox"/> モノクロ (頁) <input type="checkbox"/> 2色 (頁) <input type="checkbox"/> 3色 (頁) <input checked="" type="checkbox"/> 4色 (20頁))		
製本	【仕切紙】 枚 <input type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> 色上質紙 (薄口・中厚口) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 片面刷 / <input type="checkbox"/> 両面刷 (色)		
	<input type="checkbox"/> 無線 (あじろ) とじ <input checked="" type="checkbox"/> 針金とじ (<input checked="" type="checkbox"/> 中とじ <input type="checkbox"/> 平とじ) (カ所) <input type="checkbox"/> 上製本 <input type="checkbox"/> 見返し <input type="checkbox"/> 背文字 <input type="checkbox"/> バラ (枚帯掛) <input type="checkbox"/> 穴 (カ所) <input type="checkbox"/> ミシン (本) <input type="checkbox"/> セット仕上 (枚帯掛) <input type="checkbox"/> 天のり (組・枚 1冊) <input type="checkbox"/> 折り (<input type="checkbox"/> 二つ折 <input type="checkbox"/> 三つ折 <input type="checkbox"/> 巻三つ折 <input type="checkbox"/> 巻四つ折 <input type="checkbox"/> 経本折 <input type="checkbox"/> 観音折) <input type="checkbox"/> その他 ()		
グリーン購入	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 対象外		
	【判断基準】 (1)総合評価値 80以上の印刷用紙を使用すること。(冊子形状のものについては表紙を除く。) (2)印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限りAランクの資材を使用すること。 (3)報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。 (4)オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上植物由来の油を含有し、かつ芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。		
写真	<input type="checkbox"/> カラー 点 <input type="checkbox"/> モノクロ 点 【内訳】 <input type="checkbox"/> 支給 [著作権： <input type="checkbox"/> 無 (点) <input type="checkbox"/> 有 (点)] <input type="checkbox"/> 撮影又はレンタル 点		
イラスト	<input type="checkbox"/> カラー 点 <input type="checkbox"/> モノクロ 点 【内訳】 <input type="checkbox"/> 支給 [著作権： <input type="checkbox"/> 無 (点) <input type="checkbox"/> 有 (点)] <input type="checkbox"/> 書起し又はレンタル 点		
支給原稿	【表紙】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト： Word) 【本文】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト： Word) 【イラスト】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト：) 【写真】 <input type="checkbox"/> ネガ <input type="checkbox"/> プリント <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト：)		
原稿引渡	<input checked="" type="checkbox"/> 受注業者決定時 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 (予定)		
校正責任者	所属名 こども未来局児童家庭課 担当者 三瓶 内線 (2676) 外線 (024-521-8665)	校正回数	2回
納入期限	令和7年3月31日 (月)	データ納品	<input checked="" type="checkbox"/> 要 (形式：PDF) <input type="checkbox"/> 不要
納入場所	福島県こども未来局児童家庭課	【その他納品先】	<input type="checkbox"/> 有 (カ所) <input checked="" type="checkbox"/> 無
特記事項			

- (注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。
2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。
3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物 (上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照)については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

たいせつ
大切なあなたのために
けんり
～こどもの権利ノート～
しせつばん
施設版



なまえ

はじめに

このノートは、あなたが^{あんしん}安心してあなたらしく^{せいかつ}生活できるように、あなたの^{けんり}「権利」（あなたができること、ほかの人があなたにはしてはいけないこと）について書いてあります。

「^{けんり}権利」というのは、あなたが^う生まれながらにあたりまえに^も持っているもので、そして^{たいせつ}大切にされなければならないことです。

あなたに^{けんり}「権利」があるように、ほかの^{ひと}人にも^{けんり}「権利」があります。

あなたもほかの^{ひと}人の^{けんり}「権利」を^{たいせつ}大切にしなければなりません。

このノートをよく^よ読んで、わからないことは、まわりにいる^{おとな}大人の^{ひと}人にきいてください。

あなたのまわりにいる^{おとな}大人たちはみんな、あなたの^{せいかつ}生活を^{おうえん}応援しています。

こ
ど
も
の
権
利
条
約

い
きる
けんり
権利

そ
だ
けんり
育つ権利

もくじ

- 1 ひとりしかない大切なあなた
- 2 どうして施設で暮らすの？
- 3 施設の生活について知りたいときはどうすればいいの？
- 4 意見や希望は聞いてくれるの？
- 5 家族に会うことはできるの？
- 6 ひみつは守られるの？
- 7 遊んだり、体を休めたり、好きなことをできるの？
- 8 暴力（虐待）をふるわれたらどうするの？
- 9 けがや病気のときはどうするの？
- 10 自分のものを持つことはできるの？
- 11 学校には通えるの？
- 12 学校を卒業したらどうなるの？
- 13 困ったときはだれに相談したらいいの？
- 14 施設を出たあとも相談できるの？
- 15 困ったときに相談する人
- 16 相談できるところ



まも はんり
守られる権利



さんか けんり
参加する権利

4
つの
権利
けんり

1 ひとりしかいない大切なあなた

あなたは、たくさんの思いやりのなかで、幸せに育つ権利をもって生まれてきたかけがえのないひとりの大切な人間です。

施設の人にはあなたに幸せになってほしいと願っています。

ですから、あなたのことで、よろこんだり、心配したり、しかったりもします。

でも、どんな理由があっても、あなたがなぐられたり、心を傷つけられたり、差別されることがあってはなりません。

同じように、あなたもほかのひとりをなぐったり、心を傷つけたり、差別したりしてはいけません。

だれからもそんなことをされてはいけないのです。
あなたはひとりしかいない、大切な人なので、



2 どうして施設で暮らすの？

あなたのしあわせと成長を考えると、今、一番安心して生活できるところが施設だと、あなたの考えも踏まえながらまわりの人たちが考えました。

あなたは、あなたが生まれてからこれまでのことなど、知りたいことがあれば、施設や児童相談所の人にいつでも聞くことができます。

どうして施設で生活しているの？



いつまでここで生活するのかな？



3 施設の生活について知りたいときはどうすればいいの？

あなたは、施設での生活について知りたいことがあれば、施設や児童相談所の人に、どんなことでも聞くことができます。

これからしたいこと、してほしいことがあったら施設や児童相談所の人と一緒に考えていきましょう。



○聞いてみたいことを書いてみよう



4 意見や希望は聞いてくれるの？

施設にも「きまり」があります。

「きまり」は、みんなが楽しく、安心して生活するために必要なものです。

でも、あなたは、自分の意見や希望を自由に言うことができます。

自分の考えや意見（「わたしはこう思う」ということ）を持つことは大切なことです。

施設での生活や学校のことで、あなたが疑問に思うこと、不安な気持ちや「こうだったらいいのになあ」と思うことなど、なんでも話してください。

もし、施設の人に話づらいときには、あなたがほかに話したいと思う人や児童相談所の人にも相談してみてください。

施設での生活は、すべて施設の言うとおりというのではなく、またすべてあなたの希望どおりというわけでもありません。

「あなたの気持ちを話すこと」

「相手の話を聞くこと」

これを大切にして、いっしょに生活しましょう。

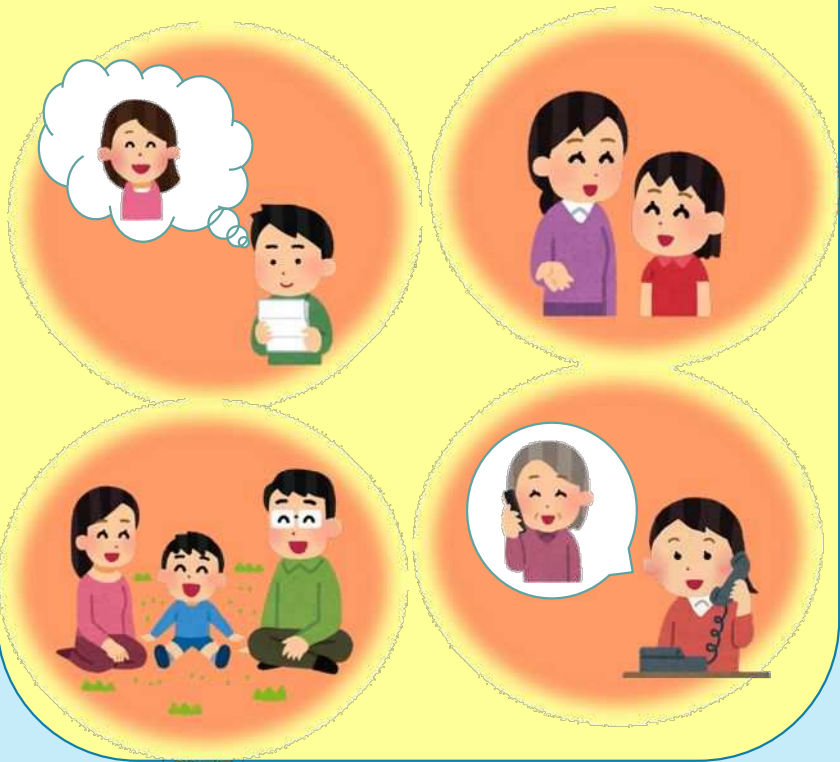


5 家族に会うことはできるの？

特別な理由がない限り、家族と電話で話したり、手紙を書いたり、面会したりできます。

あなたが、家族と連絡を取りたいと思ったときは、施設や児童相談所の人に相談してください。

また、会いたくないときや、話したくないと思うときは、あなたの気持ちを大切にします



6 ひみつはまもられるの？

あなたが人ひとに知らしれたくないとおもっているひみつは、大切たいせつにまもられます。

たとたとえば、あなたの手紙てがみや日記にっきなどを、勝手かってにだれかに話はなしたり、まわりの人ひとが勝手かってに見みることはできませんので安心あんしんしてください。



7 遊んだり、体を休めたり、好きなことを できるの？

勉強べんきょうすることと同じように、自由じゆうに遊あそんだり、体からだを
休やすめたりすることはとても大切たいせつなことです。

また、絵えを描かいたり、本ほんを読よんだり、好きなことすを
楽たのしむことができます。

楽たのしく遊あそぶための約やく束そくごとについては、施し設せつの人ひとと
よく相そう談だんして決かめます。



○あなたの好きなことすを書かいてみよう。

8 暴力（虐待）をふるわれたらどうするの？

どんな理由があっても、大人や友だちから暴力（虐待）を受けたりすることはあってはなりません。

また、あなたもほかの人に暴力（虐待）をしてはいけません。

暴力には、体の暴力だけでなく、心や性の暴力、世話をしないことも含まれます。

もし、あなたが暴力を受けたら、すぐに施設や児童相談所の人、学校の先生など、あなたが話しやすい大人に相談してください。



ぼうりょく ぎゃくたい 暴力（虐待）ってこんなこと

からだ ぼうりょく しんたいてきぎゃくたい
○体の暴力（身体的虐待）

たた
叩く、なぐる、ける など

こころ ぼうりょく しんりてきぎゃくたい
○心の暴力（心理的虐待）

いやり い
くりかえし嫌なことを言う、

さべつ むし
差別する、無視する など

せい ぼうりょく せいてきぎゃくたい
○性の暴力（性的虐待）

プライベートゾーン（※）をさわる、

プライベートゾーンをみる、

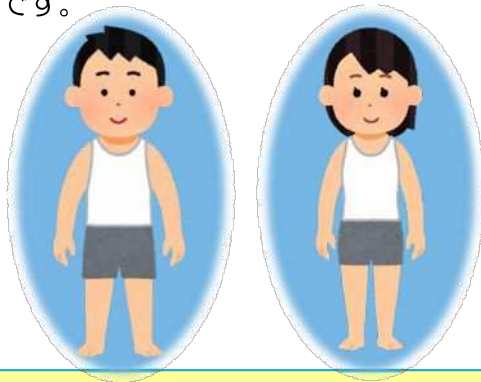
はだかの写真を撮る など

せわ
○世話をしない（ネグレクト）

はん びょういん つ い
ご飯をたべさせない、病院に連れて行かない など

※プライベートゾーンとは

くち みすぎ したぎ たいせつ
「口」や「水着、下着でかくすところ」で、あなたの大切
なところです。



9 けがや病気のときはどうするの？

あなたが、けがをしたり病びょうきになったとき、心こころのケアが必要ひつようになったときは、病びょういん院ちりょうで治療うを受けることができます。

具合くあいが悪いわるときや気持ちきもちが落ち込おんだり、イライラがおさまらないときは、すぐしせつに施設ひとの人に知らせてください。



10 自分のものを持つことはできるの？

あなたは、大切にしているものや必要なものを自分で持つことができます。

ただし、持っている心配なものや危ないものは、施設の人とよく相談して決めます。

○あなたの大切にしたいものを書いてみよう。

まわりの人にも大切にしているものがあるよ。
その人のものも大切にしよう。



11 学校には通えるの？

施設から小学校、中学校に通うことになります。

あなたが希望すれば、高校も施設から通える場所で、
あなたの学力にあった高校に通うことができます。

進路について、わからないことや悩みがある場合は、
施設の人や学校の先生などに相談してください。



12 学校を卒業したらどうなるの？

あなたが、中学校や高校を卒業してから、進学するか、就職して自分で生活するかについて、自分で考えて決めることができます。

学力や通学のことなど、施設や児童相談所の人とよく相談して、行きたい学校、やりたいことを伝えて、それを実現するためにがんばりましょう。

○興味があること、将来やってみたいことを書いてみよう。



13 困ったときはだれに相談したらいいの？

何か困ったり、なやんだりしたときは、ひとりで抱え込まないで、施設や児童相談所の人、学校の先生、あなたの家族など、あなたの話しやすい身近な人に相談しましょう。

あなたの意見を聞いて、あなたの代わりに話してくれる意見表明等支援員（アドボケート）もいます。

意見表明等支援員（アドボケート）とは

あなたの話を聞き、あなたが希望すれば、あなたの思いを届けたい人に伝えるお手伝いをする人です。

福島県社会福祉審議会児童処遇部会とは

権利が守られていないと感じたときに、意見を伝えて、考えてもらうことができます。そして、あなたは結果を聞くことができます。



14 施設を出たあとも相談できるの？

あなたは、施設を出た後も施設や児童相談所の人に相談することができます。

施設を出てみると、思っていなかった悩みや心配事が出てくるかもしれません。

あなた自身のこと、生活のこと、仕事や学校のことなど、つらいことや困ったことは抱え込まずに、施設や児童相談所の人に相談してください。



15 困ったときに相談する人

◆施設での苦情（不満や不服）を受け付ける職員は

_____ さんです。

_____ さんです。

_____ さんです。

◆第三者委員の人は

なまえ
名前

でんわ
電話

なまえ
名前

でんわ
電話

なまえ
名前

でんわ
電話

第三者委員とは

施設の人とは違う立場であなたの話^{はなし}をきいてくれる人です。
話したことで誰にも知ってほしくない場合は施設の人にもひみつ
にしてくれます。

◆意見表明等支援員（アドボケイト）の人は

なまえ
名前

でんわ
電話

なまえ
名前

でんわ
電話

なまえ
名前

でんわ
電話

16 そうだん 相談できるところ

■ じどうそうだんじょ 児童相談所

<input type="checkbox"/>	<small>ちゅうおうじどうそうだんじょ</small> 中央児童相談所	024-534-5101	<small>げつ きん</small> 月～金 <small>しゅくじつ ねんまつ</small> (祝日と年末 <small>ねんし のぞ</small> 年始を除く) 8:30～17:15
<input type="checkbox"/>	<small>けんちゅうじどうそうだんじょ</small> 県中児童相談所	024-935-0611	
<input type="checkbox"/>	<small>あいづじどうそうだんじょ</small> 会津児童相談所	0242-23-1400	
<input type="checkbox"/>	<small>はまじどうそうだんじょ</small> 浜児童相談所	0246-28-3346	

たんとくしゃ
あなたの担当者

<small>ねん</small> 年	<small>がつ</small> 月から	<small>さん</small> さん
<small>ねん</small> 年	<small>がつ</small> 月から	<small>さん</small> さん
<small>ねん</small> 年	<small>がつ</small> 月から	<small>さん</small> さん
<small>ねん</small> 年	<small>がつ</small> 月から	<small>さん</small> さん
<small>ねん</small> 年	<small>がつ</small> 月から	<small>さん</small> さん

※たんとく担当のひと人がてんきん転動したときには、つぎ次にだれがあなたの
たんとく担当になるのか、しせつ施設の人に聞いてください。

<small>じどうそうだんじょ</small> 児童相談所 <small>ぎゃくたいたいおう</small> 虐待対応 ダイヤル	<u>189</u>	<small>じか んうけつけ</small> 24時間受付 <small>ねんじゅうむきゅう</small> (年中無休)
---	------------	---

■ その他の相談先

ふくしまけんしゃかいふくしんぎかいじどうしよくうぶかい <small>じむきょく</small> 福島県社会福祉審議会児童処遇部会 事務局	
<small>じどうかていか</small> 児童家庭課	024-521-8665

ふくしま 24 <small>じかん</small> 時間 子ども SOS	0120-916-024	24 <small>じかん</small> 時間
ダイヤルSOS	0120-453-141	げつ <small>きん</small> 月～金 10:00～17:00
こども <small>じんけん</small> 人権 110番 <small>ばん</small>	0120-007-110	げつ <small>きん</small> 月～金 8:30～17:15

<small>おやこ</small> 親子のための <small>そつだん</small> 相談LINE		げつ <small>きん</small> 月～金 (<small>しゆくじつ</small> 祝日 と <small>ねんまつ</small> 年末 <small>ねんし</small> 年始を除く) 10:00～20:00
---	--	--

■ あなたが相談したい人

<small>なまえ</small> 名前	<small>でんわばんごう</small> 電話番号

れいわ ねん がつ
令和6年0月

ふくしまけん ほけん ふくしふ みらいきよくじどうか ていか
福島県保健福祉部 ども未来局 児童家庭課

〒960-8670 ふくしましすぎつまちょう ばん ごう
福島市杉妻町2番16号

でんわ
電話 024-521-8665

ファックス
FAX 024-521-7747



〒 960-8670

ふくしまけん ふくしまし すぎつまちょう ばん ごう
福島県福島市杉妻町 2番16号

ふくしまけん みらいきょくじどうかていか ゆき
福島県子ども未来局児童家庭課 行

なまえ
名前

しせつめい
施設名



相談そうだんしたいことを書かいて出だしてください。

たいせつ
大切なあなたのために
けんり
～こどもの権利ノート～
さとおやばん
里親版



なまえ

はじめに

このノートは、あなたが^{あんしん}安心してあなたらしく^{せいかつ}生活で
きるように、あなたの^{けんり}「権利」（あなたができるこ
と、ほかの人があなたにしてはいけないこと）につい
て書いてあります。

「権利」というのは、あなたが生まれながらにあ
りま^もえに持っているもので、そして大切^{たいせつ}にされなけれ
ばならないことです。

あなたに^{けんり}「権利」があるように、ほかの人^{ひと}にも
「^{けんり}権利」があります。

あなたもほかの人^{ひと}の^{けんり}「権利」を大切^{たいせつ}にしなければなり
ません。

このノートをよく^よ読んで、わからないことは、まわ
りにいる大人^{おとな}の人^{ひと}にきいてください。

あなたのまわり^{おとな}にいる大人たちはみんな、あなたの
^{せいかつ}生活を^{おうえん}応援しています。

こ
子どもの権利条約
けんりじやく
へやうじやく

い
生きる権利

そだ
育つ権利

もくじ

- 1 ひとりしかない大切なあなた
- 2 どうして里親さんの家で暮らすの？
- 3 里親さんの家の生活について知りたいときはどうすればいいの？
- 4 意見や希望は聞いてくれるの？
- 5 家族に会うことはできるの？
- 6 ひみつは守られるの？
- 7 遊んだり、体を休めたり、好きなことをできるの？
- 8 暴力(虐待)をふるわれたらどうするの？
- 9 けがや病気のときはどうするの？
- 10 自分のものを持つことはできるの？
- 11 学校には通えるの？
- 12 学校を卒業したらどうなるの？
- 13 困ったときはだれに相談したらいいの？
- 14 里親さんの家を出たあとも相談できるの？
- 15 安心の場
- 16 相談できるところ



まも けんり
守られる権利



さんか けんり
参加する権利

4
つの
権利

1 ひとりしかいない大切なあなた

あなたは、たくさんの思いやりのなかで、幸せに育つ権利をもって生まれてきたかけがえのないひとりの大切な人間です。

里親さんはあなたに幸せになってほしいと願っています。

ですから、あなたのことで、よろこんんだり、心配したり、しかったりもします。

でも、どんな理由があっても、あなたがなぐられたり、心を傷つけられたり、差別されることがあってはなりません。

同じように、あなたもほかの人をなぐったり、心を傷つけたり、差別したりしてはいけません。

だからそんなことをされてはいけないのです。
あなたはひとりしかいない、大切な人なのであります。



2 どうして里親さんの家で暮らすの？

あなたのしあわせと成長を考えると、今、一番安心して生活できるところが里親さんの家だと、あなたの考えも踏まえながらまわりの人たちが考えました。

あなたは、あなたが生まれてからこれまでのことなど、知りたいことがあれば、里親さんや児童相談所の人にいつでも聞くことができます。

どうして
里親さんの家で
生活しているの？



いつまで
ここで生活する
のかな？



3 里親^{さとおや}さんの家^{いえ}について知りたい^しときはどうすればいいの？

あなたは、里親^{さとおや}さんの家^{いえ}での生活^{せいかつ}について知りたい^しことがあれば、里親^{さとおや}さんや児童^{じどう}相談^{そうだん}所^{じょ}の人^{ひと}に、どんなことでも聞く^きことができます。

これからしたいこと、してほしいことがあったら里親^{さとおや}さんや児童^{じどう}相談^{そうだん}所^{じょ}の人^{ひと}と一緒^{いっしょ}に考^{かん}えていきましよう。



○聞^きいてみたい^かことを書いてみよう



4 意見や希望は聞いてくれるの？

里親さんの家にも決まりがあります。

決まりは、みんなが楽しく、安心して生活するために必要なものです。

でも、おかしな決まりだと思ったら、あなたは、自分の意見や希望を自由に里親さんに話していいのです。

自分の考えや意見（「わたしはこう思う」ということ）を持つことは大切なことです。

普段の生活や学校のことで、あなたが疑問に思うこと、不安な気持ちや「こうだったらいいのになあ」と思うことなど、なんでも話してください。

もし、里親さんに話づらいときには、あなたがほかに話したいと思う人や児童相談所の人にも相談してみてください。

里親さんの家での生活は、すべて里親さんの言うとおりというのではなく、またすべてあなたの希望どおりというわけでもありません。

「あなたの気持ちを話すこと」

「里親さんの話を聞くこと」

これを大切にして、いっしょに生活しましょう。



5 家族に会うことはできるの？

特別な理由がない限り、家族と電話で話したり、手紙を書いたり、面会したりできます。

あなたが、家族と連絡を取りたいと思ったときは、里親さんや児童相談所の人に相談してください。

また、会いたくないときや、話したくないと思うときは、あなたの気持ちを大切にします



6 ひみつはまもられるの？

あなたが人ひとに知らしれたくないとおもっているひみつは、大切たいせつにまもられます。

たとたとえば、あなたの手紙てがみや日記にっきなどを、勝手かってにだれかに話はなしたり、まわりの人ひとが勝手かってに見みることはできませんので安心あんしんしてください。



7 遊んだり、体を休めたり、好きなことができるの？

勉強べんきょうすることと同じように、自由じゆうに遊あそんだり、体からだを休やすめたりすることはとても大切たいせつなことです。

また、絵えを描かいたり、本ほんを読よんだり、好きなことを楽しむたのことができます。

楽しく遊あそぶための約束やくそくごとについては、里親さとおやさんとよく相談そうだんして決かめます。



○あなたの好きなことを書いてみよう。

8 暴力（虐待）をふるわれたらどうするの？

どんな理由があっても、大人や友だちから暴力（虐待）を受けたりすることはあってはなりません。

また、あなたもほかの人に暴力（虐待）をしてはいけません。

暴力には、体の暴力だけでなく、心や性の暴力、世話をしないことも含まれます。

もし、あなたが暴力を受けたら、すぐに里親さんや児童相談所の人、学校の先生など、あなたが話しやすい大人に相談してください。



ぼうりよく ぎやくたい 暴力（虐待）ってこんなこと

からだ ぼうりよく しんたいてきぎやくたい
○体の暴力（身体的虐待）

たた
叩く、なぐる、ける など

こころ ぼうりよく しんりにてきぎやくたい
○心の暴力（心理的虐待）

いやく
くりかえし嫌なことを言う、

さべつ むし
差別する、無視する など

せい ぼうりよく せいてきぎやくたい
○性の暴力（性的虐待）

プライベートゾーン（※）をさわる、

プライベートゾーンをみる、

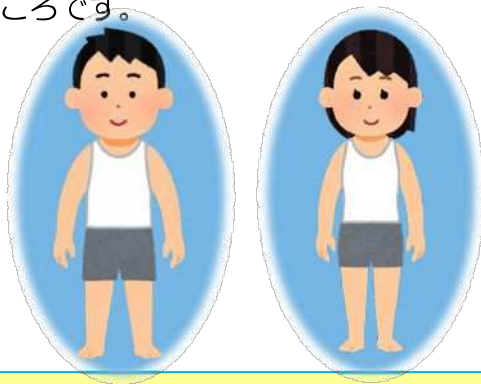
はだかの写真を撮る など

せわ
○世話をしない（ネグレクト）

はん びょういん つ
ご飯をたべさせない、病院に連れて行かない など

※プライベートゾーンとは

くち みずぎ したぎ
「口」や「水着、下着でかくすところ」で、あなたの
たいせつ
大切なところです。



9 けがや病気のときはどうするの？

あなたが、けがをしたり病びょうきになったとき、心こころのケアが必要ひつようになったときは、病びょういん院ちりょうで治療うを受けることができます。

具合くあいが悪いわるときや気持ちきもちが落ち込おんだり、イライラがおさまらないときは、すぐさとおやに里親しさんに知らせてください。



10 自分のものを持つことはできるの？

あなたは、大切にしているものや必要なものを自分で持つことができます。

ただし、持っている心配なものや危ないものは、
里親さんとよく相談して決めます。

○あなたの大切にしたいものを書いてみよう。

まわりの人にも大切にしているものがあるよ。
その人のものも大切にしよう。



11 学校には通えるの？

里親さんの家から小学校、中学校に通うことになります。

あなたが希望すれば、高校も里親さんの家から通える場所で、あなたの学力にあった高校に通うことができます。

進路について、わからないことや悩みがある場合は、里親さんや学校の先生などに相談してください。



12 学校を卒業したらどうなるの？

あなたが、中学校や高校を卒業してから、進学するか、就職して自分で生活するかについて、自分で考えて決めることができます。

学力や通学のことなど、里親さんや児童相談所の人とよく相談して、行きたい学校、やりたいことを伝えて、それを実現するためにがんばりましょう。

○興味があること、将来やってみたいことを書いてみよう。



13 困ったときはだれに相談したらいいの？

何か困ったり、なやんだりしたときは、ひとりで抱え込まないで、里親さんや児童相談所の人、学校の先生、あなたの家族など、あなたの話しやすい身近な人に相談しましょう。

福島県社会福祉審議会児童処遇部会とは
権利が守られていないと感じたときに、意見を伝えて、考えてもらうことができます。そして、あなたはその結果を聞くことができます。



14 里親さんの家を出たあとも相談できるの？

あなたは、里親さんの家を出た後も里親さんや児童相談所の人に相談することができます。

里親さんの家を出てみると、思っていなかった悩みや心配事が出てくるかもしれません。

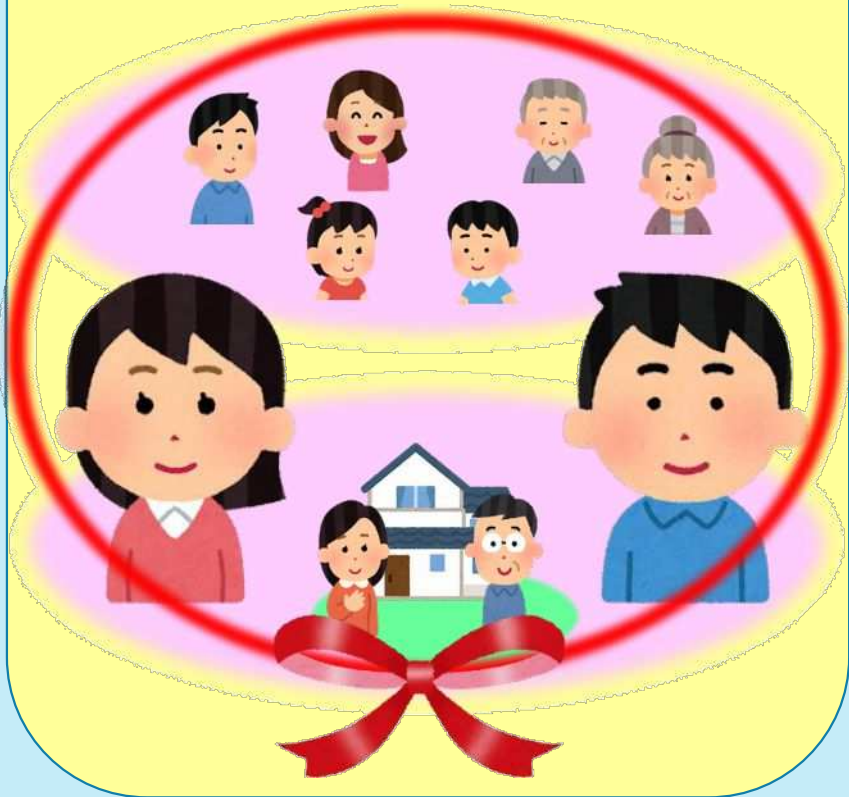
あなた自身のこと、生活のこと、仕事や学校のことなど、つらいことや困ったことは抱え込まずに、里親さんや児童相談所の人に相談してください。



15 安心の場

さとおや 里親さんはあなたを家族の一員だと思っ
ています。
さとおや ですから、あなたは里親さんの家
を自分の居場所だと思っ
ていいのです。

でも、そのせいで、あなたのお父さんや
お母さんとの絆が切れてしまうことは
ありません。



16 そうだん 相談できるところ

■ じどうそうだんじょ 児童相談所

<input type="checkbox"/>	<small>ちゅうおうじどうそうだんじょ</small> 中央児童相談所	024-534-5101	<small>げつ きん</small> 月～金 <small>しゅくじつ ねんまつ</small> (祝日と年末 <small>ねんし のぞ</small> 年始を除く) 8:30～17:15
<input type="checkbox"/>	<small>けんちゅうじどうそうだんじょ</small> 県中児童相談所	024-935-0611	
<input type="checkbox"/>	<small>あいつじどうそうだんじょ</small> 会津児童相談所	0242-23-1400	
<input type="checkbox"/>	<small>はまじどうそうだんじょ</small> 浜児童相談所	0246-28-3346	

たんとうしや
あなたの担当者

<small>ねん</small> 年	<small>がつ</small> 月から	<small>さん</small> さん
<small>ねん</small> 年	<small>がつ</small> 月から	<small>さん</small> さん
<small>ねん</small> 年	<small>がつ</small> 月から	<small>さん</small> さん
<small>ねん</small> 年	<small>がつ</small> 月から	<small>さん</small> さん
<small>ねん</small> 年	<small>がつ</small> 月から	<small>さん</small> さん

※たんとう担当のひと人がてんきん転勤したときには、つぎ次にだれがあなたの
たんとう担当になるのか、さとおや里親きさんに聞いてください。

<small>じどうそうだんじょ</small> 児童相談所 <small>ぎやくたいたいおう</small> 虐待対応 ダイヤル	<h1>189</h1>	<small>じか かんうけつけ</small> 24時間受付 <small>ねんじゅうむきゅう</small> (年中無休)
---	--------------	--

■ その他の相談先

ふくしまけんしゃかいふくしんぎかいじどうしょくぐうぶかい じむきょく
 福島県社会福祉審議会児童処遇部会 事務局

じどうかていか
 児童家庭課

024-521-8665

ふくしま 24 じかん 時間 子ども SOS	0120-916-024	24じかん 時間
ダイヤルSOS	0120-453-141	げつ きん 月～金 10:00～17:00
こども じんけん 人権 ばん 110番	0120-007-110	げつ きん 月～金 8:30～17:15

おやこ 親子のための そつだん 相談LINE		げつ きん 月～金 しゅくじつ ねんまつ (祝日と年末 ねんし のぞ 年始を除く) 10:00～20:00
---------------------------------	--	---

■ あなたが相談したい人

なまえ 名前	でんわばんごう 電話番号

れいわ ねん がつ
令和6年0月

ふくしまけん ほけん ふくしふ みらいきよくじどうか ていか
福島県保健福祉部 ども未来局 児童家庭課

〒960-8670 ふくしましすぎつまちょう ばん ごう
福島市杉妻町2番16号

でんわ
電話 024-521-8665

ファックス
FAX 024-521-7747



〒 960-8670

ふくしまけんふくしましすぎつまちょう ばん ごう
福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

ふくしまけん みらいきよくじどうかていか ゆき
福島県子ども未来局児童家庭課 行

なまえ
名前



相談そうだんしたいことを書かいて出だしてください。
